

○農林水産省令第十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年三月十日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
（七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第二号中「福島空港」の下に、「百
里飛行場」を加える。

附 則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行
する。